

都道府県知事 殿
政令市長

環境庁水質保全局長

公共用水域水質測定結果の報告について

平成11年2月22日付け環水企第58号、環水管第49号本職通知において別途通知することとした標記について、昭和46年9月20日付け環水規第24号本職通知の一部を下記のように改正するとともに、平成5年3月29日付け環水規第51号本職通知を下記のように改正するので、通知する。また、報告要領については当局水質規制課長より別途通知する。

なお、本通知は平成11年度の測定結果の報告から適用することとし、平成6年6月3日付け環水規第127号本職通知（平成7年7月11日付け環水規第174号本職通知により改正）は廃止する。

記

報告様式について

1. 様式3（その1-2）及び（その6）を別添のように改める。
2. 様式3（その11）を削る。

数値の取扱いについて

記の1.を次のように改める。

1. 環境基準項目

環境基準項目については、以下の取扱い方法によること。

(1) 定量限界値の設定

「水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件の施行等について」（平成5年3月8日付け環水管第21号水質保全局長通知）記の1の定量限界値については、以下の項目について右欄に掲げる桁数の範囲内で設定する。なお、単位はmg/lとする。

また、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素については、環境基準値が硝酸性窒素と亜硝酸性窒素の合計値であることから、硝酸性窒素と亜硝酸性窒素それぞれの定量限界値を設定することとする。

項 目	桁 数
カドミウム	} 小数点以下 4 桁
鉛	
六価クロム	
砒素	
ジクロロメタン	
四塩化炭素	
1,2-ジクロロエタン	
1,1-ジクロロエチレン	
シス-1,2-ジクロロエチレン	
1,1,1-トリクロロエタン	
1,1,2-トリクロロエタン	
トリクロロエチレン	
テトラクロロエチレン	
1,3-ジクロロプロペン	
チウラム	
シマジン	
チオベンカルブ	
ベンゼン	
セレン	
硝酸性窒素	
亜硝酸性窒素	
ふっ素	
ほう素	

(2) 報告下限値

以下の項目についての報告は、各項目右欄に掲げる値（以下「報告下限値」という。）を下限とする。

項 目	報 告 下 限 値
全シアン	0 . 1 mg / ℓ
総水銀	0 . 0 0 0 5 mg / ℓ
アルキル水銀	0 . 0 0 0 5 mg / ℓ
P C B	0 . 0 0 0 5 mg / ℓ
溶存酸素量 (D O)	0 . 5 mg / ℓ
浮遊物質 (S S)	1 mg / ℓ

化学的酸素要求量 (COD)	0.5	mg / ℓ
生物化学的酸素要求量 (BOD)	0.5	mg / ℓ
n - ヘキサン抽出物質 (油分等)	0.5	mg / ℓ
全窒素	0.05	mg / ℓ
全燐	0.003	mg / ℓ

1の(1)の項目についての報告は、1の(1)で設定した値(以下「報告下限値」という。)を下限とする。

ただし、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の報告は、硝酸性窒素の報告下限値と亜硝酸性窒素の報告下限値を合計した値を下限とし、硝酸性窒素と亜硝酸性窒素が両方とも報告下限値未満の場合に、報告下限値未満とする。

(3) 有効数字等

報告下限値未満の数値については、「報告下限値未満」(記載例「<.0005」)とする。

桁数について

ア 有効数字を2桁とし、3桁目以下を切り捨てる。

イ 報告下限値の桁を下回る桁については切り捨てる。

ウ pHについては、小数点第2位以下を切り捨て、小数点以下1桁までとする。

エ 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素については、まず、硝酸性窒素と亜硝酸性窒素測定値の合計値を求めた後に、上記ア及びイの桁数処理を行う。

ただし、硝酸性窒素と亜硝酸性窒素の測定値の何れか一方が報告下限値未満の場合は、その報告下限値未満に代えて報告下限値の数値を測定値として扱う。

(4) 平均値の計算

平均値の計算に当たっては、有効数字を2桁までとし、その下の桁を四捨五入する。その場合、報告下限値の桁を下回る桁が残る場合は、四捨五入して報告下限値の桁までとする。

報告下限値未満の数値については、報告下限値の数値として取扱い、平均値を計算する。

様式3 (その1 - 2)

環境基準不適合地点数 健康項目

都道府県名 ()

	(項目名)							
	a / b	a / b	a / b	a / b	a / b	a / b	a / b	a / b
河川	/	/	/	/	/	/	/	/
湖沼	/	/	/	/	/	/	/	/
海域	/	/	/	/	/	/	/	/
合計	/	/	/	/	/	/	/	/
	a / b	a / b	a / b	a / b	a / b	a / b	a / b	a / b
河川	/	/	/	/	/	/	/	/
湖沼	/	/	/	/	/	/	/	/
海域	/	/	/	/	/	/	/	/
合計	/	/	/	/	/	/	/	/
	a / b	a / b	a / b	a / b	a / b	a / b	a / b	a / b
河川	/	/	/	/	/	/	/	/
湖沼	/	/	/	/	/	/	/	/
海域	/	/	/	/	/	/	/	/
合計	/	/	/	/	/	/	/	/
	a / b	a / b	a / b	a / b	a / b	a / b	a / b	a / b
河川	/	/	/	/	/	/	/	/
湖沼	/	/	/	/	/	/	/	/
海域	/	/	/	/	/	/	/	/
合計	/	/	/	/	/	/	/	/

(備考) a : 環境基準を超過した地点数 (全シアンについては、1検体以上環境基準値を超過した地点数) b : 調査地点数

